

第 1 0 章

災害復旧計画

第 10 章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、耐震強化等必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 道路
- ③ 砂防設備
- ④ 地すべり防止施設
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥ 港湾
- ⑦ 漁港
- ⑧ 海岸
- ⑨ 下水道
- ⑩ 林地荒廃防止施設
- ⑪ 公園

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 上水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 社会教育施設災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律が定めるところにより、予算の範囲内において国、道及び町が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う。

4 激甚災害にかかる財政援助措置

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 財政、金融等に関する計画

地震（津波）災害は、各種の被害が広範囲にわたり、突発的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ被害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び町並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

（1）財政対策

道、町及び防災関係機関並びに金融機関等は協力して、災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興支援活動を援助するものとする。